

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	協力の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
トンガ	風力発電システム整備計画のた めの贈与に関する日本政府と トンガ王国政府との間の交換公 文	風力発電システム整備計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	2,100,000千円 H34.3.31まで	H29.5.2 ヌクアロ ファで (同日)	日本側 沼田行雄在トンガ 大使 トンガ側 サミュエラ・ア キリシ・ボヒツア首相兼 内務大臣	H29.5.17 169号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。